

保護者の皆様

横浜市子ども青少年局保育・教育支援課長

保育・教育運営課長

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直されることに伴い、本市における5月8日以降の保育所等における感染症対策については、次のとおりとなります。

1 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

(1) 登園の目安

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

Table with 7 columns: Day (0-6), Symptom status, and Return to school status. Includes a 5-day period box and an arrow indicating symptom relief and 1-day recovery.

(2) 医師の意見書の提出

登園を再開する際、医師による意見書の提出が必要になります。

※検査陰性証明書は不要です。

2 感染症対策について

「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って引き続き感染症対策を行います。

- 園児の健康管理（検温など）
手指消毒
共有部分の消毒
保育室及び事務室、休憩室等のこまめな換気

3 季節性インフルエンザに係る意見書の取り扱いについて

令和4年11月9日から医師の意見書の提出が不要としましたが、新型コロナウイルス感染症と同様に、**令和5年5月8日から医師の意見書の提出が必要**となります。

【参考】「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年5月一部改訂）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

<p>【感染症に関する問合せ先】 こども青少年局保育・教育支援課 電話：045-671-2397 Email: kd-jinzai@city.yokohama.jp</p>	<p>【保育所等の運営に関する問合せ先】 こども青少年局保育・教育運営課 電話：045-671-3564 Email: kd-unei@city.yokohama.jp</p>
--	--